

日本大学通信教育部『研究紀要』査読要項

平成30年 3月14日制定
平成30年 4月 1日施行
令和 2年 9月23日改正

「日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項」に基づき、査読付論文として投稿された原稿の査読に関し、必要な事項を定める。

1 査読の目的

原則、投稿原稿のうち執筆者が査読を希望する原稿を「査読付論文」と言い、第三者に査読を依頼する。査読は、原稿の内容を客観的に評価し、日本大学通信教育部『研究紀要』に掲載される論文等として、ふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的として行われる。

2 査読者の選定及び依頼

編集委員会は、投稿原稿ごとに匿名査読者（以下「査読者」という）2名を決定する。なお、査読者の選定は、委員長に一任する。また、編集委員会は、著者名を伏せて査読を依頼する。

3 査読事務手続き

原稿が提出された場合、編集委員長は「原稿査読依頼書」に「査読結果報告書」を添付の上、査読者に発送する。

4 査読に係る評価の指針

査読に際しては、次の点を考慮する。

- ① 有用性（課題設定や問題意識は当該学問領域の論考として適切か）
 - (1) 研究の成果の応用性、有用性、発展性が大きいか。
 - (2) 研究の成果は、有効な情報を与えているか。
 - (3) 研究の成果は、新しい問題提起、試論又はそれに対する意見として有用であるか。
 - (4) その他必要な事項
- ② 相対性（先行研究や既存の事例研究等を的確に踏まえているか）
 - (1) 重要な文献が落ちなく検討かつ参照され、公平に評価されているか。
 - (2) 従来からの研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれているか。
 - (3) その他必要な事項
- ③ 信頼性（データの取得・収集やその処理における正確さに問題はないか、理論構成や理論展開の妥当性を確保しているか）
 - (1) 全体の構成は適切か。
 - (2) 研究の目的と成果が明確か。
 - (3) データの取得・収集方法は適切でその処理に問題ないか。

- (4) 極めて偏った先入観にとらわれていて全体的に独断的になっていないか。
- (5) その他必要な事項
- ④ オリジナリティ（論旨や報告されている事例等に独創性や新規性があるか）
 - (1) 通説が述べられているだけでなく新しい知見が述べられているか。
 - (2) その他必要な事項
- ⑤ その他
 - (1) 既発表の原稿及び重複投稿ではないか。
 - (2) 投稿要項及び執筆要領に則しているか。
 - (3) その他必要な事項
- 5 査読者による判定・査読結果の報告
査読者は依頼を受けてから4週間以内に、投稿原稿を次の一つに判定し、評価（A, B, Cのいずれかを記入）及び付随意見を記述した「査読結果報告書」を提出する。
 - A 掲載可：掲載してよい（マイナーリビジョンを含む）。
 - B 条件付掲載：修正の必要あり。著者による修正（2週間以内）後、再査読する。
 - C 掲載不可：紀要への掲載として不適である。
- 6 査読結果による掲載の可否
 - 『A・A』の場合：掲載可
 - 『A・B／B・B』の場合：修正条件付き可（再査読）とし、再査読により掲載可（A・A）とならない場合は、編集委員会が最終的な判断をする。
 - 『A・C』の場合：第3査読者による査読により採否を決定する。なお、第3査読者による判定が「B」であれば修正後再査読を行い、「A」とならない場合は、編集委員会が最終的な判断をする。
 - 『B・C／C・C』の場合：掲載不可
- 7 掲載の可否の決定
最終的な掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。
- 8 その他
査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会で検討の上、執筆者と編集委員会で協議、決定する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 平成30年3月14日制定の『研究紀要』の査読結果判定基準に係る申し合わせは廃止する。